

山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

令和4年3月31日山武市告示第77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める市内に所在する住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を建築物、電気設備、ガス設備及び水道設備に関する関係法令に準拠し導入する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 太陽熱利用システム
- (5) 電気自動車
- (6) V2H充放電設備

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅)

第3条 補助対象設備を導入する市内に所在する住宅は、次の各号のとおりとする。

- (1) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、市への実績報告の日までに定置用リチウムイオン蓄電システムに接続する住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
- (2) 窓の断熱改修をする住宅は、次の全てを満たすものとする。
 - ア 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。
 - イ 次のいずれかに該当すること。

- (ア) 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ居住する住宅
 - (イ) 第三者が所有し、かつ補助事業を実施する者自らが居住する住宅
- (3) 電気自動車を購入する者が居住する住宅は、次の全てを満たすものとする。
- ア 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ発電した電気を電気自動車に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
 - イ 市への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する住宅
 - ウ 別表第2において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。
- (4) V2H充放電設備を設置する住宅は、市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車は、新規導入・導入済みを問わない。
- (5) 窓の断熱改修及び電気自動車を除く補助対象設備を導入する住宅は、次のいずれかを満たすものとする。
- ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ居住する住宅
 - イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために新築する住宅
 - ウ 補助事業を実施する者自らが居住の用に供するために取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された住宅
 - エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅
- (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、次の各号の全てを満たす者とする。ただし、山武市暴力団排除条例（平成24年山武市条例第1号）第2条に規定する暴力団員を除く。

- (1) 市内に住所を有すること。（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）
- (2) 世帯の全員が市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (3) 設備の設置費等を負担し、設備を所有すること。（電気自動車にあっては、所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場

合を含む。)

- (4) 補助対象設備を設置する住宅が前条第2号イ（イ）又は前条第5号エに該当するときは、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。
- (5) 電気自動車を除く補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、山武市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱（平成29年山武市告示第89号）又はこの要綱に基づく補助を受けていないこと。
- (6) 電気自動車にあつては、電気自動車を導入する住宅において、補助事業を実施する者がこの要綱に基づき電気自動車の補助を受けていないこと。
- (7) 市の他の制度により、同種の補助対象設備等の補助金を受けていないこと。

（補助対象経費等）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表第2のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつてはさらに当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助金は電気自動車を除く補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回（集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合は、この限りでない。
- 4 補助金は電気自動車にあつては、電気自動車を導入する住宅において、補助事業を実施する者ひとりに付き1回に限り交付する。

（交付の申請）

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、補助対象設備を導入する前（第3条第5号ウに該当する住宅を取得するときは、住宅の引渡しを受ける前）に、山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があつたときは、その内容を審査し、補

助金の交付の可否を決定するとともに、山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条に規定する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（変更等の承認）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、前条第1号及び第2条の規定により市長の承認を受けようとするときは、山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（別記第4号様式）により補助事業者に通ずるものとする。

3 補助事業者は、前条第3号の規定により指示を受けようとするときは、内容及び理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、速やかに市長に報告しなければならない

（事業遂行等の指示）

第11条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者が規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日（第3条第5号ウに該当する住宅を取得する場合は、住宅の引渡しの日。電気自動車にあつては、自動車検査証に新規に登録された日）から起算して90日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月20日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（別記第5号様式。以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があつたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 補助事業者が規則第16条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第15条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第16条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、当該補助事業の完了の日から市長が指定する期間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（別記第8号様式。以下「承認申請書」という。）

により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 前項の市長が指定する期間は、別表3のとおりとする。
- 3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書（別記第9号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付に係る決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 第9条の規定による山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書の提出を受け、承認するとき。
 - (5) 第11条の規定による状況報告又は第12条の規定による事業遂行に係る市長の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既

に補助事業の取り消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、その者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その者に対し期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助金に係る証拠書類を当該補助事業の完了の日から別表3に定める期間保管しなければならない。

(協力の義務)

第20条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(山武市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱の廃止)

2 山武市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱（平成29年山武市告示第89号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の旧要綱による補助金の交付を受けている者に対する旧要綱第13条から第17条までの規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>(2) 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。</p>
窓の断熱改修	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するに当たり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。</p> <p>※居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られている空間をい</p>

	<p>う（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認められない。）。</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等 補助対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p> <p>※リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め1居室となる。</p>
<p>太陽熱利用システム</p>	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p>
<p>電気自動車</p>	<p>電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、山武市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交</p>

	<p>付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
V2H充放電設備	<p>電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>

別表第2（第3条、第5条関係）補助対象経費及び補助金の額

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	停電時自立運転機能あり 上限10万円
		停電時自立運転機能なし 上限5万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	上限7万円
窓の断熱改修	<p>設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）</p> <p>※網戸、雨戸等の窓付属部材費は</p>	補助対象経費×1/4 (上限8万円)

	対象経費に含まない。	
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、 架台、その他の付属機器（集熱配 管、リモコン等）の購入費、工事 費（据付・配線・配管工事等）	上限5万円
電気自動車	電気自動車本体の購入費	住宅用太陽光発電設備及 びV2H充放電設備を併 設する場合 上限15万円
		住宅用太陽光発電設備を 併設する場合 上限10万円
V2H充放電設 備	V2H充放電設備本体の購入費	補助対象経費×1/10 (上限25万円)

別表3（第16条関係）財産処分制限期間

設備の種類	期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
太陽熱利用システム	15年
電気自動車	4年
V2H充放電設備	8年

別 記

第 1 号様式（第 6 条関係）

山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、山武市補助金等交付規則第 3 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム） <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> V 2 H 充放電設備
補助対象設備を導入する住宅等の所在地	
補助金交付申請額	円
補助対象設備の概要	補助対象設備施工計画書（別紙 1）のとおり
補助対象設備を設置する建物等の種類別 ※窓の断熱改修は 1 のみ	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 （2、3 の場合 入居予定 年 月）
補助対象設備を設置する住宅等の所有者氏名 ※集合住宅は専有部分	
申請者と所有者が異なる場合や複数の所有者がいる場合は、下記に全ての所有者（申請者を除く。）の署名をお願いします。	
私は、私の所有する上記の住宅に補助金申請者が山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる補助対象設備を導入することについて、同意します。 住 所 氏 名	

（添付書類）

- 1 補助対象設備施工計画書（別紙 1）
- 2 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書等の写し
- 3 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- 4 補助対象設備の設置予定図面（窓の断熱改修においては、平面図、立面図。電気自動車を除く。）
- 5 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（電気自動車を除く。）
- 6 市税等（補助対象設備を設置する住宅及び土地に係る固定資産税を含む。）について滞納がない旨を証した書類（山武市に住所を有する者にあつては別紙 2）
- 7 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

山武市指令第 号
年 月 日

様

山武市長

年 月 日付けで申請のあった山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、山武市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

記

1 決定区分 交付（不交付）

交付決定額	円
（内訳） 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円
窓の断熱改修	円
太陽熱利用システム	円
電気自動車	円
V2H充放電設備	円

2 交付の条件（不交付の理由）

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

第3号様式（第9条関係）

山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け山武市指令第 号をもって補助金の交付決定のあった山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業について下記のとおり計画変更（中止・廃止）したいので、山武市補助金等交付規則第8条の規定により、承認されたく申請します。

記

1 交付決定額 円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更の内容（変更承認申請の場合に限る）

変更前	変更後

4 添付書類

- (1) 事業の内容を証明する書類（事業計画書、見積書、設計図書等）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

第4号様式（第9条関係）

山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

山武市指令第 号
年 月 日

様

山武市長

年 月 日付けで申請のあった山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請については、下記のとおり承認（不承認）としたので、山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 決定区分 承認（不承認）

承認による交付決定額	円
（内訳） 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円
窓の断熱改修	円
太陽熱利用システム	円
電気自動車	円
V2H充放電設備	円

2 交付の条件（不承認の理由）

第5号様式（第12条関係）

山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）山武市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け山武市指令第 号をもって山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので、山武市補助金等交付規則第13条の規定により下記のとおりその実績を報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日 ※電気自動車にあっては自動車検査証の登録日	年 月 日

下記を確認し、該当するものに☑

<input type="checkbox"/> 補助対象設備は未使用品（電気自動車にあっては新車）である。
<input type="checkbox"/> 補助対象設備は各法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。

（添付書類）

- 1 補助対象設備施工報告書（別紙3）
- 2 補助対象設備の設置費等の支払を証する書類及び内訳書の写し
- 3 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（電気自動車にあっては、保管場所において撮影した写真）
- 4 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（電気自動車を除く。）
- 5 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項第1号に該当することを証する書類
- 6 補助対象設備が窓の断熱改修の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項第2号アに該当することを証する書類
- 7 補助対象設備が電気自動車の場合は、以下の書類
 - ア 電気自動車を購入する者が居住する住宅が第3条第1項第3号アに該当することを証する書類
 - イ 自動車検査証の写し
 - ウ 別表第2において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類
 - エ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は補助事業者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し
- 8 補助対象設備がV2H充放電設備の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項第4号に該当することを証する書類
- 9 住民票の写し
- 10 その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第13条関係）

山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付額確定通知書

山武市達第 号
年 月 日

様

山武市長

年 月 日付け山武市指令第 号で交付決定した山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金については、下記とおり交付すべき額を確定したので、山武市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

記

交付確定額 円

第7号様式（第14条関係）

山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）山武市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け山武市達第 号で額の確定のあった山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、山武市補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

第9号様式（第16条関係）

山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書

山武市指令第 号
年 月 日

様

山武市長

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 承認（不承認）
- 2 承認の条件（不承認の理由）

- 3 納付額 円

第10号様式（第17条関係）

山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書

山武市指令第 号
年 月 日

様

山武市長

年 月 日付け山武市指令第 号をもって交付決定した山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取り消したので、山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 17 条第 3 項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 取り消した補助金の額 | 円 |
| 2 | 取消し後の補助金の額 | 円 |
| 3 | 取消しの内容とその理由 | |

別紙 1

補助対象設備施工計画書

1 家庭用燃料電池システム (エネファーム)

メーカー名		
品名番号 (発電ユニット)		
品名番号 (貯湯ユニット)		
発電出力 (kW) (カタログ数値)		
停電時自立運転機能 (該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※		円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

メーカー名		
パッケージ型番 (SII 登録品番)		
SII 登録年月日		年 月 日
蓄電容量 (kWh) (カタログ数値)		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり (新設・既設)
県共同購入支援事業との関係		<input type="checkbox"/> 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入するものではない。
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※		円

3 窓の断熱改修

メーカー名		
製品名		
SII/北海道環境財団登録番号		
SII/北海道環境財団登録年月日		年 月 日
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※		円
補助対象経費の4分の1 (1,000円未満切捨て)		円

4 太陽熱利用システム

メーカー名		
型式		
集熱面積 (㎡)		
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※		円

5 電気自動車

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車に給電できる。
V2H充放電設備（該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>)		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※		円

6 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設）
電気自動車		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設）
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※		円
補助対象経費の10分の1（1,000円未満切捨て）		円

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額（設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額）を記入する。

証 明 願

年 月 日

(宛先)山武市長

(申請者) 住 所 山武市
氏 名

山武市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請のため必要がありますので、
下記の事項を証明してください。

記

- 申請者及び世帯の全員が課税された市税等「市県民税、固定資産税（共有持分を含む。）、軽自動車税及び国民健康保険税」を滞納していないこと。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

山武市長

印

別紙 3

補助対象設備施工報告書

1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

メーカー名	
品名番号（発電ユニット）	
品名番号（貯湯ユニット）	
製造番号	
発電出力（kW）（カタログ数値）	
停電時自立運転機能（該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
工事完了日	年 月 日
補助対象経費 ※	円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

メーカー名	
パッケージ型番（SII 登録品番）	
SII 登録年月日	年 月 日
製造番号	
蓄電容量（kWh）（カタログ数値）	
住宅用太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設）
県共同購入支援事業との関係	<input type="checkbox"/> 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入したものではない。
工事完了日	年 月 日
補助対象経費 ※	円

3 窓の断熱改修

メーカー名	
製品名	
SII/北海道環境財団登録番号	
SII/北海道環境財団登録年月日	年 月 日
既存住宅への設置	<input type="checkbox"/> 設備の設置工事着工日は、設置する住宅の建築工事完了日以降である。
工事完了日	年 月 日
補助対象経費 ※	円
補助対象経費の4分の1（1,000円未満切捨て）	円

4 太陽熱利用システム

メーカー名	
型式	
製造番号	
集熱面積 (m ²)	
工事完了日	年 月 日
補助対象経費 ※	円

5 電気自動車

メーカー名・車名	
型式	
登録年月日/交付年月日	
住宅用太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車に給電できる。
V2H充放電設備（該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称
	住所
使用者	氏名又は名称
	住所
使用の本拠の位置	
補助対象経費 ※	円

6 V2H充放電設備

メーカー名	
型式	
住宅用太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設）
電気自動車	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設）
工事完了日	年 月 日
補助対象経費 ※	円
補助対象経費の10分の1（1,000円未満切捨て）	円

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額（設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額）を記入する。